

市・県民税と所得税

申告は3月15日までに

市・県民税の申告と所得税の確定申告を次の通り受け付けています。申告期限間際になると会場が大変込み合いますので、早めに申告してください。

市・県民税申告⇨左表の通り

所得税の確定申告⇨左表の会場と成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール・午前9時～午後5時)。ただし、次の人は税務署特設会場で申告

してください

○分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある人

○山林所得・退職所得がある人

○営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上の人

○青色申告をする人

○住宅借入金等特別控除を初めて受ける人

所得税の確定申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトしたものをそのまま提出することができます。

申告会場

期日	会場	時間
3月15日(火)まで(土・日曜日を除く)	市役所6階中会議室	午前9時～正午 午後1時～5時
3月10日(木)	下総支所2階会議室	
3月11日(金)	大栄支所2階会議室	
3月2日(水)	中郷公民館	午前9時～正午
3月3日(木)	豊住公民館	
3月4日(金)	久住公民館	
3月8日(火)	保健福祉館	午前9時～正午 午後1時～3時
3月9日(水)	三里塚コミュニティセンター	

混雑状況によっては、時間前でも受け付けを終了する場合があります。

ごみ処理方法  
引越シーズンにご注意を

引越など出で出る多量のごみを各地区のごみ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。次の通り直接処理施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託してください。

**下総・大栄地区を除く地区**  
直接処理施設に持ち込む場合

○「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36・1689)

○「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ(☎36・1000)

受付日時⇨月～土曜日(祝日を含む)午前8時30分～正午、午後

1時～4時30分  
許可業者に処理を委託する場合

成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区を除く地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

**下総・大栄地区**

直接処理施設に持ち込む場合

○「可燃ごみ」ビン・カン」不燃ごみ」：伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)

(搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所農産土木課で配布)

受付日時⇨月～金曜日(祝日を含む)午前9時～正午、午後1時～4時

許可業者に処理を委託する場合

成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

大栄消防署下総分署

連絡先が変更されました

大栄消防署下総分署の電話

3月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万一来備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
3月7日(月)	並木町地区	午後11時～翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

FAX番号が次の通り変更されました。変更前の番号に電話した場合は、年末までは音声ガイダンスで変更をお知らせしていますが、かけ間違いのないよう注意してください。

電話番号⇨96・4023

FAX⇨96・4025

※くわしくは消防本部総務課(☎20・1590)へ。

# 市長日誌

【2月1日～15日】

1日	成田空港騒音対策検討委員会
2日	教え100歳祝い贈呈訪問
3日	成田山節分会 宗吾霊堂節分会
4日	水道事業運営審議会
6日	消防出初め式
7日	印旛郡市広域市町村圏事務組合 議会定例会
8日	議会運営委員会 定例記者会見
10日	沖縄国際映画祭「ソラからジェシカ」 撮影 3月定例会議会開会(3月9日まで) 全員協議会
11日	成田市野球協会総会 成田エアポートライオンズクラブ杯 成田地区ミニバスケットボール新人 戦
12日	成田エアポートライオンズクラブ チャーターナイト15周年記念式典
13日	青少年綱引き大会 ボランティアのつどい



消防関係者を激励(6日)

## 転入・転出・転居届

### 市民課または支所市民福祉課へ

世帯の全員または世帯員の住所が変わるときは、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。

届け出は原則として本人または同一世帯の人が行います。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出時に本人確認をしますので住基カード、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください。転入したとき(転入届) 市外から成田市に移ってきたときは、14日以内に手続きをしてく

ださい。

必要なもの 前住所地の市区町村が発行した転出証明書・年金手帳(国民年金に加入している人)

### 転出するとき(転出届)

成田市から市外へ移るときは、転出証明書を発行します。

必要なもの 国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

転出届は郵送による手続きも可能です。異動日、転出先、転出先での世帯主氏名、成田市での住所・世帯主氏名、転出する人全員の氏名・連絡先(昼間連絡がつくところ)を書いたもの、返信用封筒(切手の貼つてあるもの)、本人を確認できる書類(住基カード、運転免許証、健康保険証などのコピー)を市民課(〒286・8585 花崎町760)に郵送してください。転出証明書を送付し

ます。

### 市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ったときは、14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

### 世帯主が変わったとき(世帯主変更届)

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証(加入している人)

窓口は、4月下旬までの期間(特に3月末と4月第1週目)と月曜日は大変込み合います。余裕を持って手続きしてください。また、転出入の異動届や印鑑登録、各種証明書の発行、申請の受け付けな

どを行っていますので、利用してください。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

### 女性就業(内職)相談

3月2日から  
休止します

女性就業(内職)相談は、3月2日(水)からしばらくの間、休止します。

皆さんにはご不便をお掛けしますが、休止中は、県ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/naisshoku/kyuujin/>)に掲載されている内職求人情報を利用してください。

※くわしくは県雇用労働課(☎043・2223・2743)へ。

### 市独自の奨励金

### 障がい者などを雇用した事業主に

対象 市内に事業所を持ち、次の

- ① ⑤のいずれかの市内在住者を常用労働者として雇用した事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)
- ② 障がい者
- ③ 母子家庭の母

③ 55歳以上65歳未満の人

④ 心身障がいのため、労働能力を失っている夫の配偶者

⑤ 自己の事業所(定年を60歳以上に定めている事業所に限る)の定年退職者

奨励金の額 1人月額17,000円(重度障がい者は22,000円)

助成期間 雇用した翌月から12カ月(重度障がい者は18カ月)

申請期限 3月11日(金)

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

### し尿のくみ取り

### 引っ越す前に必ず連絡を

引っ越しなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合は、早めに環境衛生課へ連絡してください。

また、世帯主の名義が変更になった場合も連絡をお願いします。

### 料金は口座振替で

支払いは便利な口座振替の利用をお勧めします。納入通知書、預金通帳、届出印を持って市内各金融機関へ申し込んでください。

※くわしくは同課(☎20・1531)へ。

成田市議会

議長が決まりました

2月10日に開かれた定例市議会において議長選挙が行われ、議長に岩澤衛議員が選出されました。



岩澤衛議長

排水設備

接続は市指定工事店で

下水道が整備された地域では、排水設備を設置することで下水道を使用することができます。

排水設備とは、トイレや風呂、台所などの汚水を速やかに公共下水道に流すため、各家庭で設置する排水管や汚水ますなどです。

排水設備工事は、衛生上とても大切な工事なので、定められた基準に従って施工する必要があります。

す。

工事は市指定工事店に依頼しましょう。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

千葉県後期高齢者医療広域連合

事務所が移転します

千葉県後期高齢者医療広域連合は、3月7日(月)から新しい事務所業務を行います。移転後の所在地と電話番号は次の通りです。

所在地 〒263-0016 千葉県市稲毛区天台6-4-3 国保会館内

電話番号

○保険料・被保険者の資格について：資格保険料課(☎043-308-6768・変更はありません)

○医療の給付などについて：給付管理課(☎043-216-5013)

○制度の運営・広報・議会について：総務課(☎043-216-5011)

FAX ☎043-206-0085  
※くわしくは千葉県後期高齢者医療広域連合総務課へ。

市営駐輪場

利用登録は3月13日から

市では、JR成田駅や京成成田駅周辺にある、登録制駐輪場4施設の4月1日以降の利用登録受け付けを3月13日(日)から行います。

期日と会場(表①)

利用期間 4月1日～3月31日

登録に必要なもの  
○市民は住所が確認できるもの(運転免許証や保険証など)

①利用登録の受け付け

期日	時間	会場	対象
3月13日(日)	午前9時～午後3時	市役所1階ロビー	市民
3月14日(月)以降(土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～午後5時	交通防犯課(市役所1階)	市民 市民以外の人

②登録手数料(年間1台当たり)

種類	市民		市民以外の人	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付自転車(50cc以下)	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円

ださい

○生活扶助を受けている世帯に属する人

○残留邦人などに対する支援給付を受けている人

○身体障害者手帳の交付を受けている人

○知的障害者更生相談所で、知的障がいと判定された知能指数が75以下の人

○被爆者健康手帳の交付を受けている人

○配偶者のない母親で、18歳未満の子どもを扶養している人と、その人に扶養されている18歳未満の人

○特定疾患などにより長期に渡り治療を必要とする人

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

